

医療的ケア児等支援事業 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
1	実施要領 6 参加資格	4	複数の法人等が共同する 共同事業体とするとありますが、共同事業体として参加する場合に必要な書類を教えてください。	本要領「6 参加資格」(1)ア、イ、ウ、エ、「8 参加意向申出」の提出書類の②、③、④(③と④はある場合のみ)になります。また、②で記載している定款や登記事項証明書等についても必要となります。 詳細は本要領をご確認ください。
2	実施要領 6 参加資格 8 参加意向申出 提出書類④	4 6	参加資格の「日中一時支援事業その他医療的ケア児支援事業の運営実績」について、『重症心身障害児および医療的ケア児専門児童発達支援・放課後等デイサービス』の運営実績は該当しますでしょうか。 該当する場合、「日中一時支援事業の指定書等の写し」は当該事業所の指定通知書の写しで代えることができますでしょうか。 また、受託者として海老名市地域生活支援事業実施要綱による事業者の登録が必要となる場合、登録は受託決定後に行えばよろしいでしょうか。	重症心身障害児および医療的ケア児専門児童発達支援・放課後等デイサービスの運営実績については、実施要領に定めている「日中一時支援事業その他医療的ケア児支援事業の運営実績」に該当し、当該事業所の指定通知書の写しで差し支えありません。 また、事業所の登録につきましては、契約締結日までに行っていただく必要があります。
3	実施要領 11 企画提案書の提出について 12 提出書類作成上の留意点	8	企画提案書等の作成を進めるにあたり、提出書類の記載方法や募集要領の解釈について、不明点を市に問い合わせることは可能でしょうか。また、問い合わせが可能な場合、問い合わせ方法についてご教示ください。	問い合わせはできません。

医療的ケア児等支援事業 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
4	実施要領 13 審査	9	審査会当日のプレゼンテーションにおいて、療育風景の写真・動画等をプロジェクターで投影することは可能でしょうか。	要領・様式3に記載があるとおり、ご提出いただいた企画提案書以外に追加提案や追加資料の配布等は認められません。そのため、写真や動画等の投影も認められません。
5	仕様書 1 趣旨 2 委託業務の目的・基本的な考え方 8 委託業務内容	2～3	日中一時支援を選択した理由 本事業を児童発達支援・放課後等デイサービスではなく、日中一時支援事業として実施することとした理由をご教示ください。特に、対象者、利用目的、利用時間等について、日中一時支援で確保したい条件はありますか。	本事業については、利用者の日中の居場所の確保、家族の負担軽減（レスパイト）を目的としていることから日中一時支援事業での実施としております。また、日中一時支援で確保したい事項は以下のとおりです。 ①本事業の目的及び公設実施での趣旨を踏まえ、医療的ケア児や重症心身障害児等で民間事業所での対応が難しい利用者について、積極的な受入れを行うこと。 ②利用時間等について、利用者の状況や支援の必要性を踏まえ、柔軟に対応すること。 ③医療的ケア児等の支援に関して、民間事業所から相談があった際には、助言を行うなど、事業所支援を積極的に実施すること。
6	仕様書 5 事業実施時間	3	延長時間は原則19時までと記載がありますが、それを守れば開所時間は委託事業所が決めてもいいのでしょうか。また、開所時間には送迎の時間も含まれるのでしょうか。	開所時間については、支援の必要性に応じて柔軟に対応していただきたいと思います。 また、開所時間には送迎時間は含まれておりません。

医療的ケア児等支援事業 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
7	仕様書 8 委託業務内容	3	診療所・日中の医療型短期入所の併設及び成人期への移行支援 医療的ケア児等とその家族の日中のレスパイト利用を支えるため、診療所及び宿泊を伴わない医療型短期入所を併設する提案は可能でしょうか。 また、子どもを主対象としつつ、成人サービスへの移行が円滑に進まない場合には、18歳以降も移行先につながるまでの一時的な受け皿として利用することを認める余地はありますか。なお、夜間・宿泊対応及び18歳以上を主対象とする事業展開は想定していません。	診療所や日中の医療型短期入所の併設については、本事業における委託内容とはしていないため、提案はできません。 また、成人期への移行に一定の時間を要する場合には、個別の状況を踏まえ、市と協議の上で18歳以降の利用を認める場合も想定しております。
8	仕様書 8 委託業務内容 11 受注者の収入	3～6	児発・放デイによる実施 市が求める対象者の受入れ及び支援内容を満たすことを前提に、重症心身障害児を主な対象とする児童発達支援・放課後等デイサービス等を活用して実施する提案は可能でしょうか。その場合、市独自加算相当の財政支援及び施設・設備・送迎等の支援を維持することは可能でしょうか。	本事業は委託事業であるため、その趣旨・目的を踏まえ、仕様書以外の児童発達支援・放課後等デイサービス等での実施は認めておりません。
9	仕様書 8（1） オ 人員配置	4	看護師等の配置について、「医療的ケア児の受入れ時間中は医療的ケア児1人につき原則1名以上」とは、予約制により利用予定のない日・時間帯には配置を要しない、という理解でよろしいでしょうか。	医療的ケア児がいない時間帯については、看護師等の配置は不要です。 ただし、医療的ケア児以外の重症心身障害児等の利用者で安全性の観点から看護師等の配置が必要と判断される場合には、適切に配置していただく必要があります。

医療的ケア児等支援事業 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
10	仕様書 9 送迎に係る業務の取扱い	5～6	送迎費用の分担 市が手配する送迎について、市の費用負担に添乗する看護師等の人件費は含まれますか。また、受託者が車両・運転手を確保する独自提案の場合、仕様書に記載された送迎加算以外に、市が費用を負担する余地はありますか。	市の費用負担には、添乗する看護師等の人件費は含まれておりません。 また、受託者が送迎に対応していただいた場合でも送迎加算以外の財政的な援助は、現時点では想定していません。 なお、受託者で送迎対応が可能な場合には、企画提案書の「独自提案」事項でご提案をお願いします。
11	仕様書 9 送迎に係る業務の取扱い	5～6	市が送迎を手配・運行する場合について、想定されている車両・運行事業者と、受託者が配置する添乗の看護師等の人件費の扱い（報酬以外の手当の有無）をご教示ください。	車両については、障がいの特性等を十分に考慮し、安全性を確保できるリフト付きの福祉車両等を想定しております。 運行事業者はタクシー会社等もしくは市で運転手の用意を検討しております。 また、添乗者の人件費について、市からの委託費等は想定しておりません。 受託者で送迎対応が可能な場合には、企画提案書の「独自提案」事項でご提案をお願いします。
12	仕様書 17 経費の負担区分	10	特浴室等の入浴設備の保守料について、市でリースを検討されていると伺いました。受託者の負担となるか否かが分かる時期をご教示ください。	リース会社と契約締結を行う予定である、令和9年10月頃になります。

医療的ケア児等支援事業 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
13	仕様書 別紙（１）－１ センターに おける本事業の利用者見込み	14	利用者見込み（令和10年度4名～令和12年度8名）は登録者数と1日あたりの利用者数のどちらを指していますでしょうか。また、1人あたりの想定利用頻度（週あたりの日数）の目安があればご教示ください。	1点目につきましては、そのいずれでもなく、例えば午前だけの利用の方、午後だけの利用の方も想定され、利用者が入れ替わる場合でも、本事業での受け入れ人数がどの時間帯においてもお示しした人数の下限を担保するよう運営をお願いしたものです。 また、想定利用頻度の目安については、特に定めておりません。 ただし、公設施設であるため、重度の医療的ケア児等で、民間事業所での受け入れが難しい利用者については、重点的に受け入れをお願いしたいものです。
14	仕様書 別紙（１）－１	14	利用見込みの定義 令和10～12年度の利用見込みである4名・6名・8名は、登録者数、1日平均利用者数、1日当たりの受入人数等のいずれを示していますか。また、最低受入人数の条件と、実際の利用見込みを区別してご教示ください。	利用者見込みで記載している人数は、1日を通して常に受け入れていただきたい下限の人数を示しております。 午前だけの利用の方や午後からの利用の方もいることが想定されるため、時間帯によって利用者が入れ替わる場合でも、施設内での受入れ人数が常時その指定している人数となるような運営をお願いしたいと考えています。

医療的ケア児等支援事業 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
15	仕様書 別紙（１）－１	14	利用日数・対象者の前提 仕様書に示された対象区分別の利用見込みについて、年齢構成、１人当たりの利用日数・利用時間及び必要な医療的ケア等、市が事業規模や収支の想定に用いた条件があればご提示ください。	【年齢構成】 主に医療的ケアが必要な未就学児童の利用が多いと想定しております。また、学齢期の児童で支援学校が終わった後に利用される児童も想定しております。 【１人あたりの利用日数】 利用日数は個々のニーズに応じて異なりますが、週３日から５日程度の利用を想定しています。 【利用時間】 利用時間は主に全日利用を想定しておりますが、一部、午前のみ、午後のみといった利用も想定しております。 【必要な医療的ケア】 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」第2条第1項に定める内容をいいます。
16	仕様書 別紙（１）－１	14	利用が見込みを下回る場合 必要な受入体制を確保していても、利用希望者数や実利用が市の見込みを下回る場合、体制維持に必要な費用に対する財政的な対応を想定していますか。	受入れ人数が市の想定を下回った場合であっても、それを理由として市が委託費等の財政的な援助については行いません。 ただし、事業の実施に当たっては、利用状況や運営上の課題等について適宜状況を共有し、必要に応じて協議していきたいと考えています。

医療的ケア児等支援事業 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
17	仕様書 別紙（１）３ 令和10年度より制定予定の加算	14	要求仕様書別紙（１）の令和10年度から制定予定の加算（医療的ケア児支援加算640単位等）について、1単位あたりの単価をご教示ください。また、日中一時支援事業実施要綱第7条の「1月当たりの利用時間の上限」について、本事業の利用者に適用される上限をご教示ください。	1単位あたりの単価は10円となります。 また、要綱第7条に規定する「1月当たりの利用時間の上限」については、日中一時支援事業の場合は月15日間となります。 ただし、利用者の心身の状況等に応じて、上限を超えての利用も認めております。
18	(7)要領・様式1 調査書（別紙） 参加資格確認調書（履行実績）	-	年間利用者数（人）は5年分の利用者の総数を5で割り平均を出せばよいのでしょうか。また職員数はどのように算出すればよいでしょうか。	参加資格確認調書（履行実績）については、直近の実績を優先してご記入いただきます。そのため、該当年度の総数をご記入ください。 職員数についても同様です。
19	(7)要領・様式1 調査書（別紙） 参加資格確認調書（履行実績）	-	参加資格確認調書のNo. 1およびNo. 2欄に記載する運営実績について、医療的ケア児等の支援実績がある事業所の直近2年間の実績を記載すればよろしいでしょうか。それとも、法人全体の直近2年間の運営実績を記載する必要があるでしょうか。	法人全体ではなく、事業所の実績をご記入ください。

医療的ケア児等支援事業 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
20	(9)要領・様式3 企画提案書	1	企画提案書の作成について、各項目の回答はA4判1枚以内に収める必要があるでしょうか。説明を補足するためにイラストや図表を使用する場合、各項目の所定の記入枠内に挿入するのでしょうか。それとも、添付資料として提出するのでしょうか。	項目ごとに1枚に収める必要はありません。ただし、添付資料を除き、企画提案書全体で40ページ以内でご提出してください。 また、イラスト等については添付資料ではなく、企画提案書として作成してください。
21	(9)要領・様式3 13 企画提案書	6	開始前・契約期間中の加算見直し 仕様書11（3）に定める毎年の加算額の協議では、人件費・物価上昇や必要な支援体制を踏まえた増額も検討対象となりますか。また、提案時点から令和10年4月の事業開始までに費用が上昇した場合、開始前の見直しは可能でしょうか。企画提案書で提示する加算額が、その後の協議を拘束するかも併せてご教示ください。	人件費や物価上昇等への対応は、原則として加算額ではなく、本体報酬の見直しにより対応するものと考えています。 一方で、極端な物価上昇など、通常想定される範囲を超える状況が生じた場合には、必要に応じて加算額での対応についても検討する可能性があります。 また、企画提案書の中で見直していただいた加算額については、今後の協議において、その額を基準に進めていくこととなります。
22	(17)別添「市調達備品」	-	市調達備品（予定）に記載されている備品以外に、事業の実施に必要な備品を追加して提案することは可能でしょうか。また、追加が可能な場合、提案した備品の購入・準備は市で行ってもらえるのでしょうか。	お示ししている市で調達予定の備品以外で市で購入等を行うことはありません。 そのため、事業実施に必要な備品等については、受託者でご用意いただく必要がございます。 なお、市調達予定備品として提示している備品についても、その調達を必ずしもお約束するものではありません。
23	(17)別添「市調達備品」	-	設置場所の変更等は可能なのでしょうか。	備品の設置場所の変更については、市と協議の上、支援の実施に必要と認められる場合には可能です。